

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正に伴う想定質疑

全国適正化実施機関
令和3年2月

Q1. 日常点検は普段から運転者に行わせているが、冬用タイヤを装着した車両の日常点検は運転者が溝の深さを確認しても差し支えないか。

A. 今般の改正は、整備管理者の責任において冬用タイヤの安全性が確保されることを求めているものであって、冬用タイヤを装着した車両の日常点検を運転者に実施させることは差し支えありません。

Q2. 冬用タイヤを装着していない車両の日常点検は(タイヤの溝の確認)。

A. 道路運送車両法に基づく日常点検項目に「タイヤの溝の深さ」の確認があるので、日常点検時にタイヤの溝の深さ確認は適切な時期に行うこととなりますが、前輪・後輪等1本でも冬用タイヤを装着している場合は、溝の深さが使用限度(プラットホームが露出していないか)よりもすり減っていないことを確認しなければなりません。

Q3. 冬用タイヤを装着した車両と冬用タイヤを装着していない車両とで日常点検表を区別する必要があるのか。

A. 冬用タイヤの装着有無によって、普段の日常点検と違うことを明らかにしておく必要がありますので管理面の観点からすれば区別された方が良いかと思いますが、現行使用している日常点検表にある「タイヤの溝の深さ」のチェック欄に記録していただいても差し支えありません。ただし、普段の日常点検と違うことを明らかにしておく必要があることから、冬用タイヤを装着した車両の日常点検表のタイヤの溝の深さチェック欄近くに「プラットホーム露出なし」等、記載して点検結果を示すようにしてください。

Q4. 日常点検時においてプラットホームが露出していたため、タイヤチェーンを携行させ運行したが、雪道上でタイヤチェーンを装着させていなかった場合、行政処分が科されるのでしょうか。

A. 冬用タイヤのプラットホームが露出してタイヤチェーンを携行していたとしても、実際の雪道上でタイヤチェーンを装着していなかった場合は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第11条(異常気象時等における措置)の必要な措置を講じたことにはならず、行政処分等の対象となり得ます。

Q5. 雪道上でタイヤチェーンを装着し運行していた場合でも、プラットホームが露出(スリップサインの露出まではすり減っていない状態)している冬用タイヤを使用していた場合には、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2に係る「整備不良」として、行政処分が科されるのでしょうか。

A. 違反行為に該当するか否かは、監査によって判断されることとなります。

Q6. 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2(点検整備)に点検整備の記録保存と規定されていますが定期点検整備の実施時に冬用タイヤの溝の深さを確認した際、現状の自動車点検基準に定められている内容を網羅した点検整備記録簿を使用することはできないのでしょうか。

A. 現状の定期点検整備記録簿を使用することは可能であっても冬用タイヤの溝の深さを確認した場合は、「その他の点検・整備項目」の記載欄に記載してください。

Q7. 冬用タイヤの交換を行った場合、現行使用している点検整備記録簿の「その他の点検・整備項目」に記載して1年間保存でよいのか。

A. 冬用タイヤの交換を行った場合の記録については、現行使用している定期点検整備記録簿を使用しても、各事業者で様式を作成し記録することでも差し支えありません。

また、保存期間については、整備管理者が点検及び整備の実施計画を適切に定めるためにも1年間は保存していただきたい。